

平成26年7月30日

北海道との「並行在来線における安全運行体制の構築に関する
基本合意（その2）」の締結について

北海道と北海道旅客鉄道株式会社は、平成26年6月22日に発生した経営分離区間での三度目の貨物列車脱線事故を受けて、4月30日に締結した江差線（五稜郭～木古内間）の運営を担う第三セクター鉄道会社の安全運行体制の構築に関する基本合意に加えて、下記の内容に基づき、書面にて基本合意（その2）を締結しました。

記

1. 基本合意（書面）の締結

平成26年7月28日（月）

※北海道知事－北海道旅客鉄道株式会社社長

2. 安全運行体制の構築に関する基本合意（その2）の概要

- （1）運輸安全委員会の調査結果を待つことなく第三者機関による調査を実施する。
- （2）江差線全区間において第三者機関による軌道の点検を行い、点検結果に基づき必要な整備を行う。
- （3）運輸安全委員会の公表した調査結果において、当社の過失が認められた場合、対策は当社が実施する。また、経営分離後に当社の過失が認められた場合も同様とする。
- （4）三セク鉄道開業後において、当社の過失に起因する対策実施以前に同様の脱線事故が発生した場合には、線路の復旧は当社の負担で実施し、原因究明後に関係者間で精算する。（明らかに当社の過失ではない場合を除く）